

インドネシア法整備支援オンラインセミナー (法令の整合性確保のための方策について)

国際協力部教官

庄 地 美菜子

第1 はじめに

令和3年9月1日(水)、プロジェクト対象機関であるインドネシア法務人権省法規総局と独立行政法人国際協力機構(JICA)との協力の下、現地の法案起草担当者等を対象に法令の整合性確保のための方策に関するオンラインセミナー(以下「本セミナー」という。)を開催した。本稿では本セミナーの内容について紹介する。

第2 本セミナーの背景

インドネシアでは、法令(特に大臣令)間の不整合を解消するための体制作りや人材育成の在り方が課題となっており、平成27年12月から令和3年9月までの間、インドネシア最高裁判所、法務人権省法規総局及び同省知的財産総局(知的財産総局については令和2年12月で終了)を実施機関として、JICAの「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」が実施された。同プロジェクトでは、法令の起草・運用・執行に関する能力の強化を達成目標としており、これまでも国際協力部では、現地セミナーに参加したり、本邦研修を企画、運営したりするなどして、同目標達成のための支援を継続してきた。

本年度、新型コロナウイルス感染症蔓延の状況下において、本邦研修や現地セミナーの実施が困難な状況が続く中、我が国における法令制定のプロセスや法令の制定や改廃に伴う整備の実情等について知見を提供し、それに基づいて意見交換を行うことの必要性は特に高いと考えたことから、本セミナーを企画したものである。

第3 本セミナーの内容等

(1) 本セミナーの実施結果

本セミナーには300人を超えるインドネシア側の参加者があり、法令間の調整業務を主として行う法務人権省のみならず、様々な省庁の法案起草担当者の参加を得た。また、中央省庁のみならず地方局からも多くの条例起草担当者等が参加した。

(2) 本セミナーの内容

本セミナーでは、まず、法務省民事局参事官(当時)より、「日本における法令の整合性確保のための方策」と題する講義をいただいた。この講義の中では、日本における法令制定のプロセス、法令の上下関係等と政省令への委任、法令の制定や改廃に伴う整備の実情等をご紹介いただき、日本では構造的に法令の不整合が生じにくくなっていることについてお話しいただいた。本講義の中では、法令検索システム e-

Law sを用いた整備の実情の詳細についても紹介がなされ、これについてはインドネシア側から高い関心が寄せられた。

なお、一般的にオンラインセミナーにおいては、目の前に講師がいる講義とは異なり、長時間PCの画面を見続けるという性質上、集中力を維持することが難しくなりがちである。そこで本セミナーにおいては講義を事前収録した上で、音声をインドネシア語に吹き替えたものを用意し、これを上映することとしたが、このようにすることで通訳の時間をカットして、テンポ良く講義の内容を伝えることが可能となった。また、今回収録した講義は、これまでも本邦研修で同テーマの講義をご担当いただいた参事官に、これまでインドネシア側の受講者から出た質問内容等も踏まえながら実施していただいたものであり、オンライン教材としての価値は非常に高いといえ、今後従来型の本邦研修が再開した後も何らかの形で活用することが期待される。

引き続き質疑応答パートは、法務省大臣官房参事官にご担当いただいた。午前中の講義に関連する質問として、法案起草担当者の人材育成の在り方から、今後の法制執務におけるAI技術の活用の可能性に至るまで幅広い質問がなされた。また、政省令への委任の限界について具体的なイメージをもってもらうため、いくつかの架空の事例をご用意いただき（土地に関する権利の行使の制限に関する政省令等）、日本における法制執務を念頭に置いた場合に、法律でそのような委任規定を設けることは許されるかどうかというクイズ形式でのセッションも行った。インドネシア側の参加者からは、それぞれの設題について詳細な理由を述べた上で回答がなされ、前プロジェクトの成果として法案起草、審査の担当者の能力が確実に向上していることが如実に表れる結果となった。本セミナーのアンケートでは、本セミナーで修得した知識が自身又は所属組織の業務に役立つものであるかという質問には、「すぐに役立つ」という回答が2割超、「応用すれば役立つ」という回答が約6割であったほか、セミナー全般につき、「有意義であった」との回答は9割を超え、インドネシア側の満足度が非常に高かったことがうかがわれた。

第4 おわりに

前述のとおり、本セミナーには、法務人権省以外の省庁の法案起草担当者や、地方局の条例起草担当者も含めて多くの方々が参加し、積極的に質問を行っており、従来型の本邦研修では参加することが困難な方々においても、本セミナーのような知見の提供の機会のニーズが極めて高いことを実感した。

新型コロナウイルス感染症の蔓延が収束し、従来型の本邦研修の再開が可能になった後も、本セミナーのようなオンラインを活用したセミナーを併行して実施することも検討の余地が大いにあると感じた。

インドネシアにおいて法令間の不整合が生じている状況や原因の特定及びそれについての対応策については、令和3年10月よりインドネシア最高裁判所、法務人権省法規総局を実施機関として開始したJICAの新プロジェクトである「ビジネス環境改善のための

ドrafターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」において、引き続き達成目標に掲げられている。国際協力部は、JICA等の関係者と一緒に引き続きインドネシア側のプロジェクト対象機関と協力し、インドネシアにおける法令間の整合性確保を目指して支援を続けていく所存である。

最後に本セミナーの講師やモデレーター、通訳を務めていただいた方々、その他本セミナーにご協力いただいた関係者の皆様に心より御礼を申し上げたい。



【インドネシアの会場の様子】



【インドネシア側のモデレーター】



【「日本における法令の整合性確保のための方策」についての講義ビデオ】



【質問者と講師とのやり取り】



【参加者の様子】